

検討に当たっての基本的考え方

1. ADR (裁判外の紛争解決手続)は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速な解決、多様な分野の専門家の知見を活かしながら法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決が図られるなど柔軟な対応が可能であるという点で意義を有する紛争解決手段である。しかし、司法制度改革審議会意見では、わが国のADRについて、さまざまな運営主体による多様な手続が存在するものの、現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとは言えないと指摘されている。
2. こうした認識、状況等を背景として、司法制度改革審議会意見では、ADRが裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう多様なADRが、その特長を活かしつつ充実・発展していくことを促進するため、総合的なADRの制度基盤を整備すべきであるとされている。
3. 司法制度改革審議会意見にのっとりたADR検討会におけるこれまでの検討では、各論については多様な意見があるものの、ADRの健全な発展を促す観点から、総論としては、次のような考え方が多く示されている。
 - (1) ADRが必ずしも十分に機能していないのは、ADRに関する国としての基本的姿勢やADRの位置付けが明確でなく、国民の間にADRが紛争解決手段として十分に理解、認識されていないためではないか。

したがって、ADRに関する基本理念やADRの健全な発展のために国、地方公共団体、ADR機関等の各主体が担うべき役割(国の責務等)といったADRに関する施策の基本を明らかにする法制の整備が必要ではないか。
 - (2) ADRが活発に利用されるためには、国民の間で、ADRの提供体制や手続に対する信頼が確立されることも重要ではないか。

したがって、ADRの自主性・多様性に配慮しつつ、ADRの公正性・信頼性を確保するために、ADR機関やADRの担い手が遵守すべきルール(規律)を明らかにする法制の整備が必要ではないか。

(3) 現行制度には、訴訟手続に比して効果などが見劣りし、利用を躊躇させる面がある等の問題があるのではないか。

したがって、ADR に関する制度上の問題点を解消し、ADR が裁判と並ぶ紛争解決の場として十分機能しうるようにするため、利用の促進や裁判手続との連携促進に資する実体法・手続法上の特例を設けるための法制の整備が必要ではないか。

(4) 相談手続は、ADR そのものではないが、実態的には、ADR を幅広く支えるものとして重要な役割を果たしていると考えられる。

したがって、ADR に関する基本的な法制の整備を検討する際には、相談手続への適用も十分視野に入れるべきではないか。

(5) さらに、(1)～(4)とはやや異なる観点からの意見として、代表的なADRである調停・あっせんを国民が安心して利用し、紛争解決を図ることができるようにするという観点から、仲裁について、国際的ルールとの整合性にも配慮した新たな手続ルールの整備が図られるのと合わせ、調停・あっせん手続に関しても、民間部門により提供される場合に適用される一般的な手続ルールを定める法制の整備が必要ではないかという意見も出された。

4. 以下では、上記のような指摘を踏まえて検討を行った結果について、次のような区分の下に、今後、ADR に関する基本的な法制を整備することとする場合に更に検討を深めるべき論点を提示するという形で整理している。

(1) ADR に関する基本的な法制を整備する場合に、ADR の外延をどのように捉えることが適当であるか。(「第一 検討の対象とするADR の範囲」)

(2) 上記 3(1)のような指摘を踏まえて、ADR に関する施策の基本を明らかにするような事項(以下「基本的事項」という)を法制に盛り込むこととする場合には、どのような内容の規定が考えられるか。(「第二 基本的事項」)

(3) 上記 3(2)のような指摘を踏まえて、ADR の提供者が遵守すべきルールを明らかにするような事項(以下「一般的事項」という)を法制に盛り込むこととする場合には、どのような内容の規定が考えられるか。(「第三 一般的事項」)

- (4) 上記 3(5)のような指摘を踏まえて、ADR のうち調停・あっせん等に関する一般的な手続ルールに関する事項(以下「調停手続法的事項」という。)を法制に盛り込むことについてどう考えるか。(「第四 調停手続法的事項」)
- (5) 上記 3(3)のような指摘を踏まえて、ADR の利用促進等のための実体法・手続法上の特例に関する事項(以下「特例的事項」という。)を法制に盛り込むこととする場合には、どのような内容の規定が考えられるか。(「第五 特例的事項」)
- (6) 基本的事項、一般的事項、特例的事項、調停手続法的事項のそれぞれについて、大枠として、どのような範囲の ADR を適用対象とすることが適当か。(「第六 各事項の適用対象」)